

平成 30 年 7 月 9 日

## 今回の大雨により借入金の返済が困難となった個人のお客様へ

「平成 30 年 7 月豪雨」による被災は、災害救助法の適用を受けており、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象被害となりました。返済が困難であるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを活用し、一定の要件のもと、住宅ローンなどの債務の免除を受けることができます。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(一般社団法人自然災害被害者債務整理ガイドライン運営機関:<http://www.dgl.or.jp/>)

### 〇ご相談受付

本店営業部、各支店の相談窓口(平日 9:00 ~ 16:30)

融資管理本部 債権管理部(電話0823-25-8823 平日 9:00 ~ 19:00)